

## 第2節 火災原因及び損害調査

火災は、市民の生命・身体及び財産に大きな損害を与えるものである。そこで、火災の発生した原因と火災の拡大要因を究明するとともに、損害状況を調査集計して統計化し、各種行政施策の資料とするほか、市民生活に反映して、今後の火災の発生を予防し、火災の発生件数を減少させなければならない。

このため、逗子市火災調査規程（平成16年逗子市消防本部訓令第4号）及び火災報告取扱要領（平成13年消防防災第100号）に基づき実施するものとする。